

## 資料2

# 「●●●会（タウンポリス）」規約（例）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、「●●●会（タウンポリス）」と称し、事務局を●●●●に置く。

（目的）

第2条 本会は、●●市●●地区における犯罪のない安全安心まちづくりのため、自主的活動を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の活動を行う。

- （1）自主防犯活動（パトロールを含む。）
- （2）生活環境整備活動（広報啓発活動を含む。）
- （3）子どもに対する安全活動（青少年の健全育成のための声掛け活動を含む。）
- （4）高齢者に対する安全活動
- （5）地域の安全安心に関する問題点の把握及び資料化

（会員）

第4条 本会は、第2条の趣旨に賛同する者をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名を置く。

2 前項の役員のうち、会長は会員の互選により選出し、他の役員は会長の指名により選出する。

3 役員任期は1年（欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間）とする。ただし再任を妨げない。

（総会）

第6条 役員改選、規約の改正、その他本会の運営に必要な事項（予算、決算など）を協議するため、年1回以上総会を開催する。

2 総会は会員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長が行う。

3 総会は構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（役員会）

第7条 活動計画の立案、総会資料の作成などを行うため、役員会を開催する。

2 役員会は役員をもって構成し、会長が招集し、議長は会長が行う。

3 役員会は構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（その他）

第8条 この規約に定めるものの他、必要な細則については、会長がこれを定めるものとする。

附則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※経費を扱う場合は以下の条文を7条の次に加えてください。

（経費）

第〇条 本会の経費は、会費及びその他をもって充てる。

2 会費は年〇〇円とする。ただし、活動時必要に応じて別に徴収することができる。

3 会費、募金、活動収益金などについては、役員会において本会専用の銀行口座を開設し、適正に管理する。

（会計年度）

第〇条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。